

令和6年10月1日

「小豆島町週休2日工事」Q & A

Q 1 要綱第2条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A 1 発注者指定型、受注者希望型であることを入札公告に記載するものとし、受注者希望型は第7条の確認手続きを経て町が認めた場合とします。

ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、週休2日工事の対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事

例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事

例 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事

Q 2 工事着手日とはどのような場合ですか。

A 2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先立って行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 3 要綱第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・ 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業

- ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合
- ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 4 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 5 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要綱第 7 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休 2 日を確実に実施することが確認できる工程表（別紙工程表例参照）を作成し、工程を検討します。なお、工期延長を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要綱第 8 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 8 工事看板に「小豆島町週休 2 日工事」と表記し、工事監督員の承認を得てください。

Q 9 要綱第 10 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として、別紙週休 2 日確認シートを参考にしてください。

Q 1 0 要綱第 1 2 条の週休 2 日の達成状況の考え方を教えてください。

A 1 0 達成状況には、以下の 2 つの状態があり、それに応じた経費補正を行います。

●月単位の 4 週 8 休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率（※1）が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。

●通期の 4 週 8 休

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいいます。

（※1）現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100

なお、第 3 条に記載のとおり、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責めによらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間に含みません。

Q 1 1 要綱第 1 2 条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A 1 1 発注者指定型は、当初予定価格の積算は、月単位の週休 2 日の補正を行っているため、月単位で 4 週 8 休を達成できなければ、減額補正を行います。また工期全体で 4 週 8 休を達成できない場合も、減額補正を行います。補正については以下のとおり、補正係数で除して設計変更を行います。

受注者希望型は、当初予定価格は週休 2 日の補正を行っていないため、達成状況に応じて設計変更を行います。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正します。

① 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）

【月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）】

労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03	現場管理費率	1.05

【通期の週休2日（4週8休以上）】

労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03

- ・土木工事標準積算基準を適用する工事の市場単価のうち、土木工事22工種について補正を行う。（別表1参照）
- ・土木工事標準単価25工種についても補正を行う。（別表2参照）
- ・土木工事標準積算基準書（機械編）を適用する工事の労務費補正は、製作工（機設）は補正対象外とする。

② 建築工事積算基準による工事

【月単位の週休2日（4週8休以上）】

労務費	1.04
-----	------

【通期の週休2日（4週8休以上）】

労務費	1.02
-----	------

Q12 要綱第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、夏季休暇3日間の内に土日の休工予定日が重なる場合、別途2日（土日の重なる部分）、休工日を設ける必要があるのでしょうか。

A12 休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることができることとします。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。なお、現場閉所率の考え方は以下のとおりとなります。

例) 8月の閉所日：8日（夏季休暇の土日を休工日予定）、となる場合

夏季休暇として除く日＝3日（夏季休暇）－2日（夏季休暇中の休工日）＝1日

8月対象期間＝31日－1日（夏季休暇として除く日）＝30日

$8 \div 30 = 26.66\% < 28.5\%$ （4週8休未達成）

※月単位の現場閉所率が28.5%未満で未達成となったときは、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなします。

上記の例では、
8月の現場閉所日数8日 \geq 8月の土曜日・日曜日の合計日数8日
(4週8休達成)

Q 1 3 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 1 3 現行制度では原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

Q 1 4 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになりますか。

仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、翌日の日曜日に22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所日として扱われますか。

A 1 4 金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜出勤とは考えません。日曜22時から月曜6時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いが可能と考えます。

Q 1 5 要綱第13条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 1 5 アンケートを実施する際に別途通知いたします。

Q 1 6 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 1 6 別紙(週休2日工事手続きフロー)を参考にしてください。

別表1 週休2日工事における土木工事市場単価方式の補正係数

工事名	区分	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表2 週休2日工事における土木工事標準単価の補正係数

工事名	区分	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03